

開示の申出をすることができる事業者等

本人と次の提供に係る契約を締結している指定居宅介護支援事業者、特定施設入所者生活介護施設、小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護施設、地域密着型特定施設入居者生活介護施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、指定介護予防支援事業者又は看護小規模多機能型居宅介護施設で、サービス計画等の作成を目的とする者

- (1) 居宅介護支援 法第8条第24項に規定する居宅介護支援等（同条第11項に規定する特定施設入所者生活介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。）
- (2) 施設サービス 法第8条第25項に規定する介護保険施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を含む）が提供する施設サービス
- (3) 介護予防支援 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援等（同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護、同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）

申出の際に必要な書類

- (1) 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者
※認定調査票等開示申出書の提出者は、当該事業者[※]に現在雇用されている者に限ります。
ア 認定調査票等開示申出書提出者に係る介護支援専門員証（指定介護予防支援事業者の場合は、担当職員の身分を証する書類）
- (2) 特定施設入所者生活介護施設、小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護施設、地域密着型特定施設入居者生活介護施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設又は看護小規模多機能型居宅介護施設
※認定調査票等開示申出書の提出者は、当該施設に現在雇用されている者に限ります。
ア 施設サービスの利用について、当該施設と本人との契約関係を証する書類
イ 認定調査票等開示申出書提出者に係る介護支援専門員証